

共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について

令和7年9月26日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となる業務・システムは、以下1～11のとおりとする。

各制度所管府省庁におかれては、本基本方針に基づき、以下の「依頼事項」とおり対応をお願いしたい。その上で、共通化の対象を選定することとする。

I データの可視化・活用による政策実施等の的確化

1. 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス

(1) 制度所管府省庁

デジタル庁（総務省）

(2) 選定の理由

現在、多くの地方自治体において、行政の担い手不足が急速に深刻化しており、人口減少下において、これまでの公共サービスを維持・強化するためには、従来の業務の進め方では限界があり、AI の活用が求められている。しかしながら、担い手不足がより深刻で AI の積極的な活用が必要と考えられる小規模団体においては、そもそも情報セキュリティ等のリスクへの対応を講ずることのできるデジタル人材が周辺におらず、また、それぞれの団体が個別に開発・運用しても投資対効果が見込めないことが想定される。

この点、デジタル庁では、これまで、政府での積極的な AI の利活用を念頭に置いた検証事業や AI を活用した画期的なアイデア・サービスの創出等を目的とした「AI アイデアソン・ハッカソン」を実施し、行政分野における AI の実装に向けたユースケースを発掘し、これらの結果等を踏まえ、今後、デジタル庁の内部開発により政府等における AI 基盤（ガバメント AI）を構築予定であるとされている。

セキュリティにも配慮した安全・安心な生成 AI 利用環境は、そのセキュリティ面を中心に、新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なものであること、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化で

きると考えられるものであることから、自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスを共通化の対象候補とする。

〈参考〉「令和7年の地方分権改革に関する提案募集」（以下「令和7年地方分権提案」という。）（管理番号 358）

(3) 依頼事項

デジタル庁は、総務省¹の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、例えば、地方自治体が国に対して行う照会業務に生成 AI 利用環境を利用することから始め、誰もが安全・安心に AI を活用できるよう、得られた知見を蓄積していくとともに、現在、デジタル庁が庁内で展開している生成 AI 検証環境の成果を整理し、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「国・地方連絡協議会」という。）に対し、中間報告されたい。

2. ふるさと住民登録制度プラットフォーム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

人口減少が続く地方を守り、誰もが安心して住み続けられる地方を構築するためには、関係人口の増加など人の流れを創り、人口が減少しても多様な人材同士が影響し合い地域の活力を高めることが必要である。

この点、現在、総務省を始めとする関係府省庁においては、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録することで、関係人口の規模や地域との関係性等を可視化し、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設を検討しているところであり、できるだけ多くの人々が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとして、プラットフォームとなるシステム構築を進める

¹ 総務省自治行政局（ユースケース等の横展開、国における取扱いの情報提供）、情報流通行政局（地方自治体向けガイドラインの策定）、行政管理局（現場の実態把握・課題発掘の支援）

ことが想定されている。

本業務は、創設が検討されている、ふるさと住民登録制度の制度運用のために必要なものであり、地方公共団体にとって共通の業務であることに鑑み、国の共通のシステムを地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できると考えられるため、ふるさと住民登録制度プラットフォームを共通化の対象候補とする。

(3) 依頼事項

総務省は、令和8年3月末までに、ふるさと住民登録制度の制度設計等に係る検討を進め、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、先行する地方公共団体の事例等を参考にしつつ、登録事務等に対応する地方公共団体の事務負担の軽減等を念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

3. 土木施設に関する住民からの通報等システム

(1) 制度所管府省庁

国土交通省

(2) 選定の理由

住民が、道路、河川、公園・緑地等の土木施設についてその異状等を察知した場合には、当該土木施設の管理者に通報や問合せ（以下「通報等」という。）を行うが、各土木施設の管理者は、それぞれ独自のシステムや電話等での受付を行っている。他方で、住民は、当該土木施設の管理者が誰であるか（国、都道府県又は市町村）について必ずしも把握しているわけではない。

この点、土木施設に係る通報等への対応業務の実態やシステムの整備状況については、地方自治体間でその態様に差異があり、その実態は不明確である。

現在、国土交通省においては、令和6年3月から、国や地方といった管轄を問わず、道路の緊急通報について、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」の運用を開始している。当該システムは、全国の道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状を24時間LINEで受け付けて、通報の位置情報から所在市町村と路線名を判別し、自動で道路管理者へ振り分ける機能を有しており、管理者間の伝達の一定の効率化・迅速化に取り組まれているものの、通報時点で誤った位置情報が登録されてしまうと、異なる管理者に繋がってしまい、

正しい管理者に再度繋げることに更に時間が掛かるなど、運用面での課題も生じている。また、他の土木施設については、上記のとおり、土木施設に係る通報等への対応業務の実態やシステムの整備状況については、地方自治体間でその態様に差異があり、その実態は不明確である。

道路の異状の緊急通報に限らず、道路以外の土木施設を含め、住民からの通報等への対応業務については、国及び地方自治体にとって類似性がうかがえ、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があると考えられるため、土木施設に関する市民からの通報システムを共通化の対象候補とする。なお、施設・管理者の種別によって業務・システムの態様に差異があること、既に同様のシステムを個別に整備・利用している地方自治体が存在すること、民間企業でも市民通報アプリ提供をビジネス展開していることなどから、土木施設に関する市民からの通報システムを共通化の対象とするかを判断する前段として、地方自治体のニーズの把握や共通化のフィージビリティ等の検討を進める必要がある。

<参考>令和7年地方分権提案（管理番号 378）

(3) 依頼事項

国土交通省は、令和8年3月末までに、道路、河川等の各分野における既存の業務・システムの実態等を踏まえて、国・地方を通じたトータルコストの最小化が実現可能であるかも含め、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

推進方針案を策定する場合は、通報者が土木施設の管理者を必ずしも特定できていないという前提で、住民のニーズ（利用者起点）や地方自治体の負担軽減といった観点に留意しつつ、具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

Ⅱ デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

4. 畜犬管理システム

(1) 制度所管府省庁

厚生労働省、環境省

(2) 選定の理由

現在、犬を所有しようとする者は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、厚生労働省所管の狂犬病予防法の規定に基づき、市町村への犬の登録及び予防注射の義務が課されている。くわえて、迷い犬猫の返還及び適正飼養の推進のため、環境省所管の動物愛護管理法の規定に基づき、販売に供される犬については、マイクロチップの装着及び環境大臣への登録の義務が課されている。

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射については、各地方自治体において、原簿により管理しているが、その方法は、システム、エクセルファイル又は紙など、様々である。

一方、動物愛護管理法に基づく犬の登録については、環境大臣が指定する法人（日本獣医師会）が犬の所有者情報を「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」（以下「マイクロチップ情報登録システム」という。）により管理している。

マイクロチップを装着している犬の所有者は、動物愛護管理法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」（以下「特例制度」という。）に参加する320（令和7年7月時点）の自治体に居住する場合、マイクロチップ情報登録システムで環境大臣に登録をすれば、同システムから当該自治体に狂犬病予防法に基づく犬の登録申請に必要な情報が通知される。他方で、狂犬病予防法に基づく予防注射に伴う注射済票交付事務は、交付事務を動物病院へ委託している場合やオンライン申請・郵送交付に対応している場合を除き、各市町村の窓口で手続きが必要である。また、特例制度に参加する一部自治体からは、マイクロチップを装着している犬とそうではない犬で事務手続きが異なるため、煩雑となり事務負担が増加している、という指摘もある。

さらに、例えば利用者が転居した場合に、転出元自治体から転入先自治体に対し犬の原簿又は予防注射履歴を送付するといった自治体間のやり取りは、紙又は電子データで実施されており、これも地方自治体の事務負担となっている。

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に係る業務は、地方自治体の間では共通的なものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも

共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、畜犬管理システムを共通化の対象候補とする。

〈参考〉令和7年地方分権提案（管理番号123）

(3) 依頼事項

厚生労働省は、環境省と連携し、令和8年3月末までに、原簿とマイクロチップ情報登録システムを更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置きながら、畜犬管理システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、共通化を進めるための調整コストにも留意しつつ、現場の業務の実態を把握しデジタルを前提とした業務改革（BPR）を進め、これに伴う効率化効果も勘案し、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

5. 職務上請求システム

(1) 制度所管府省庁

法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）

(2) 選定の理由

現在、士業者（弁護士〔法務省所管〕、司法書士〔法務省所管〕、土地家屋調査士〔法務省所管〕、税理士〔財務省所管〕、社会保険労務士〔厚生労働省所管〕、弁理士〔経済産業省所管〕、海事代理士〔国土交通省所管〕、行政書士〔総務省所管〕）は、相続登記や裁判等における事実関係の確認や法的手続のために、各法令に基づき、戸籍謄本等や住民票の写し等を職務上請求する場合がある。

これらの職務上請求の手続については、一般的には、士業者は、各士業団体の都道府県単位の会（いわゆる単位会）に対し、窓口又は郵送で統一請求書の購入の申込みを行い、当該統一請求書に資格者の職印を押印の上、地方自治体に対し、窓口又は郵送で請求するなど、紙ベースで運用している状況である。このような運用により、士業者や各士業団体において、統一請求書の払出履歴の管理の煩雑化や、地方自治体への申請書類作成の事務負担が大きいといった課題が生じている。

職務上請求について、システムを整備することは、士業者、各士業団体、自治体職員の事務負担を軽減するとともに、セキュリティの確保を的確に行うことで、請求者の資格確認・真正性担保や請求履歴の追跡など不正請求対策の強

化につながることを期待される。

本業務については、地方自治体及び各士業団体にとって共通のものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、職務上請求システムを共通化の対象候補とする。

〈参考〉令和7年地方分権提案（管理番号 375）

(3) 依頼事項

法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい²。

その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、地方自治体や各士業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

総務省は、デジタル庁と連携し、法務省がデジタル庁と連携して策定した推進方針案の内容を踏まえ、可能な限り早期に、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

6. 自動車臨時運行許可申請システム

(1) 制度所管府省庁

国土交通省（デジタル庁）

(2) 選定の理由

住民や事業者が無車検車の車検や未登録車の登録等一定の限定的な目的のために一時的に公道で運行する場合には、臨時運行許可を申請し、許可証の交付や番号標（いわゆる「仮ナンバー」）の貸与を受けた上でこれらを自動車に表示する必要がある。

² 規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）では、戸籍謄本等については、オンラインによる職務上請求が可能となるよう、法務省において、不正な職務上請求を防止するための方策や社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等について、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、令和8年末までの早期に結論を得ることとなっている。推進方針案の策定に当たっては、当該結論の導出に向け、令和8年3月末時点で検討中の具体的内容のうち共通化の推進に係るものを含めること。

現在、臨時運行許可の申請手続については、申請者が地方運輸支局又は市区町村の窓口に来庁し、申請書等必要書類を紙により提出及び提示する必要がある地域が一定数存在している。

一部の市区町村では、独自の電子申請システムやマイナポータルを活用し、オンライン申請を可能としているが、特に、市区町村をまたがって活動する事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている。

この点、デジタル庁が、関係府省庁と協力して進めているマイナポータル(ぴったりサービス)には、臨時運行許可申請の標準様式がプリセットされていない。

さらに、貸与した仮ナンバーの返納期限が超過している、又は未返納となっている場合、市区町村は、電話や催促状の送付等による催促、警察への相談・告発といった対策を実施しているが、中には、業務多忙により対策未実施の市区町村も存在している。これは、仮ナンバーの貸与状況等の管理がデジタル化されていないことにより市区町村による対応業務が複雑で煩雑なものになっているためという可能性がある。

臨時運行許可の申請について、システムを整備し、電子申請を行えるようにすることは、申請者にとっては紙での申請書作成や来庁等の手間の削減に資する可能性があるとともに、市区町村にとっても業務負担の軽減に資する可能性がある。

臨時運行許可に係る業務については、地方運輸支局、市区町村にとって共通的なものであり、それぞれの市区町村が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、地方分権提案の内容も踏まえ、ぴったりサービスの標準様式プリセットを念頭に置きながら、自動車臨時運行許可申請システムを共通化の対象候補とする。

<参考>令和7年地方分権提案（管理番号 80）

(3) 依頼事項

国土交通省は、デジタル庁の協力を得て、令和8年3月末までに、ぴったりサービスの標準様式プリセットを念頭に置きながら、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、申請者にとってより便利で使いやすいものとなるよう申請者のニーズ（利用者起点）に留意しつつも、市区町村の負担軽減の観点から、ぴったりサービスの標準様式プリセットを念頭に置きながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報

告されたい。

7. 納税証明書等の請求・交付システム

(1) 制度所管府省庁

総務省（デジタル庁）

(2) 選定の理由

現在、納税証明書、所得（課税）証明書等（以下「納税証明書等」という。）については、行政の手続（補助金申請、入札参加資格審査申請等）だけではなく、民間の手続（融資・借入、自動車売却時の添付等）においても、幅広く利用されている。

他方で、納税証明書等の交付については、窓口や郵送での請求・交付が多数を占めている。一部の自治体では独自の電子申請システム等を利用した電子申請を受け付けているが、納税証明書等の電子交付までは至っておらず、窓口と比べて郵送の場合は申請から交付までに時間を要するため、利便性が高いとは言えない。また、コンビニ交付に対応している自治体も存在するが、法人は利用できないなどの課題も存在する。

今後、電子申請から手数料の電子決済まで、電子的なデータのやり取りのみで証明書の交付を完結させる方法確立することで、証明書の申請から受領までに要する時間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに、自治体にとっても業務の効率化に資するものである。

証明書を利用する民間事業者等にとって、統一的な取扱いが望ましいと考えられること、また、納税証明書等の電子的な交付に係る業務は、業務自体は共通的なものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、納税証明書等の電子的な交付を共通化の対象候補とする。

<参考>令和7年地方分権提案（管理番号38）

(3) 依頼事項

総務省は、デジタル庁の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、納税証明書等の取得目的には、行政機関への提出も含まれることから、行政機関間での情報連携の推進についても念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

Ⅲ デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

Ⅲ—1 クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

8. 住所・所在地情報管理システム

(1) 制度所管府省庁

デジタル庁（総務省）

(2) 選定の理由

住所・所在地情報は、郵便物の円滑な配達や防災活動の迅速な対応など、公共サービスの基盤として重要な役割を果たしているが、町字より下位の情報については、不動産登記法に基づく地番を用いる場合と、住居表示法に基づく街区符号及び住居番号（以下「住居番号等」という。）を付番する場合が存在しており、地番は法務省、住居番号等は市区町村が管理している。現在、民間事業者を中心として、官民の様々な主体が、法務省及び市区町村から個別に住所・所在地情報を収集し、自らのデータベースの整備を行っているため、社会全体での整備・更新コストや情報を提供する法務省・市区町村の事務負担が重複していることに加え、データ互換性の欠如といった問題が生じている。

そのため、デジタル庁を中心として、行政機関間の情報連携や民間事業者を含めたデータの利活用を推進するため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、アドレス・ベース・レジストリの整備を進めており、現在、整備が進んでいる町字のデータだけでなく、地番及び住居番号等について、ID体系や表記揺れの是正を含めた整備の在り方に関する方策を検討している。

今後、仮に、デジタル庁が市区町村の管理している住居番号等をメール等により職員から情報収集すれば、市区町村の業務負担が大きくなることが懸念される。

こうしたことを回避するためには、例えば、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリの機能として、市区町村が住居表示業務を実施することができる共通のシステムを整備することにより、市区町村職員が住居表示業務を実施すると同時にアドレス・ベース・レジストリに住居番号等のデータが自動で蓄積される仕組みを構築することができる。これにより、市区町村職員の負担を増やさずに、社会全体でのコストを最小化しながら、データの利活用が可能となることが期待される。

住所・所在地情報は、今後、アドレス・ベース・レジストリとして国が一元的に整備・提供を行う予定であるところ、市区町村が個別にシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、住

所・所在地情報管理システムを共通化の対象候補とする。

〈参考〉令和7年地方分権提案（管理番号363）

(3) 依頼事項

デジタル庁及び総務省は、デジタル庁及び法務省にて整備を進める不動産ベース・レジストリの動きとも連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、多くの市区町村において住居番号等を管理するための住居表示台帳が紙管理となっていることを踏まえ、アドレス・ベース・レジストリに効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に置きながら、共通化を進めるための調整コストにも留意の上、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

9. 決算統計業務システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

地方自治体は、予算編成や執行、決算業務のために財務会計システムを導入して、当該システムのデータを加工するなどして、毎年度、総務省が地方財政の状況を明らかにする（地方財政法第30条の2）ために実施している地方財政状況調査（決算統計）の調査表（70種類程度存在）を作成している。本調査表の作成は、5月末の出納閉鎖後、短期間で作成する必要がある。また、都道府県は市町村が作成したデータを紙媒体等で確認している。

この決算統計業務については、一部の地方自治体においては省力化が図られているものの、多くの地方自治体では、予算編成時に整備する財務関係データが決算統計とひも付けられていないため、データを加工する作業に多大な時間を要している。また、調査表の作成に当たっては、クロス集計した数値を入力する必要があるほか、調査表間の整合性等の確認作業にも、多大な時間を要している。地方財政状況調査の調査表を提出する7～8月は、地方自治体自身の決算業務や議会への対応等も同時並行で実施することになることから同時期の業務負荷が特に大きなものとなっている。

今後は、地方自治体が行う、これらの決算統計業務の負荷を大幅に減らすため、地方自治体が多数の調査表を作成するのではなく、その元となるデータを

提出し、総務省側で集計の上、必要な統計表を作成することや、都道府県による確認もシステム内で可能とするなどの機能を有した全国共通のシステムを導入することによって、当該作業に係る地方自治体の事務負担の軽減を図ることが期待される。

本業務については地方自治体にとって共通のものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、決算統計業務システムを共通化の対象候補とする。

<参考>「令和6年の共通化すべき業務システムの対象候補に関する提案募集」(#166、173、174、175、176、187、188、193)

(3) 依頼事項

総務省は、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、財務会計システムを導入している地方自治体における調整コスト等を念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

10. 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム

(1) 制度所管府省庁

文部科学省（こども家庭庁）

(2) 選定の理由

災害発生時において、保育所、認定こども園、児童養護施設等（以下「児童福祉施設等」という。）の被災状況等を関係者が迅速かつ正確に情報収集・共有し、適切な支援につなげることができるよう、令和3年から、国が児童福祉施設等災害時情報共有システムを提供している。

本システムは、保育所、認定こども園等が施設の基本的な情報を登録している「子ども・子育て支援情報公表システム」と連携していることから、施設管理者は、災害発生時に再度、当該情報等を入力する必要がない。

現在、文部科学省では、災害発生時において、都道府県・政令指定都市に対し、幼稚園を始めとする学校等の文教施設に関する被害状況等について情報収集を実施している。具体的には、文部科学省から都道府県・政令指定都市に対し、メールでエクセルファイルの調査票を送付し、それを受けた都道府県・政令指定都市が、自らが設置する学校等の文教施設の被害状況等の情報のほか、

市区町村や学校法人に対して、被害状況等の情報の報告を依頼し、それら情報を取りまとめて調査票に記入して、文部科学省に報告している。そのため、調査票を記入する場合の施設の基本的な情報の入力作業や、市区町村や学校法人から都道府県・政令指定都市への報告、都道府県・政令指定都市から文部科学省への報告に伴う情報の取りまとめや記載内容の確認、ファイル管理等の作業が必要になり、被害状況等の収集・共有に時間を要する状況となっている。

そのため、文部科学省では、教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することにより調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資する「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」を構築、運用しており、災害発生時における、幼稚園や小中高校等の学校の被害状況等の情報収集についても、当該 WEB 調査システムを活用した被害情報収集に向けた検討が進められている。

以上のことを踏まえ、各自治体が被害状況等の報告に関するシステムを新たに構築するよりも、国が構築している既存のシステムを活用する方がトータルコストを最小化できると考えられるため、文部科学省においては、災害発生時における、幼稚園や小中高校等の学校の被害状況等を一体的に把握する必要性や、幼稚園の被害状況の関係者間での共有の必要性、地方自治体における児童福祉施設等と幼稚園の所管部局の関係、平時から活用しているシステムを災害時に活用することの優位性等を踏まえ、児童福祉施設等災害時情報共有システム及び EduSurvey を活用した場合の被害状況等の情報収集に関する両方のシステムのメリット、デメリットを整理した上で、国・自治体・施設管理者が迅速かつ効率的に幼稚園の被害状況等を共有できるよう、最適なシステム化の方策を検討すべきであることから、共通化の対象候補とする。

<参考>令和7年地方分権提案（管理番号 364）

(3) 依頼事項

文部科学省は、こども家庭庁の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、児童福祉施設等災害時情報共有システム及び EduSurvey を活用した場合の被害状況等の情報収集に関する両方のシステムのメリット、デメリットを整理した上で、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

Ⅲ—2 システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

1 1. 奨学給付金申請システム

(1) 制度所管府省庁

文部科学省（デジタル庁）

(2) 選定の理由

現状、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とする高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の申請については、利用者（生徒の保護者）は、生徒が在学している学校（以下「在学学校」という。）を通じて、又は直接利用者の在住する都道府県に、申請書等必要書類を紙（来庁又は郵送）により提出する必要がある。

奨学給付金の申請について、オンライン申請を行えるようにすることは、利用者にとっては来庁等の手間の削減に資するとともに、在学学校や地方公共団体にとっても審査業務等の効率化に資するものである。

この点、授業料の一部又は全額を支援することによる教育費負担の軽減を目的とする高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）については、文部科学省が、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）を構築しており、利用者は全国共通のシステムを利用して、オンライン申請が可能となっている。

就学支援金に関する都道府県の事務と奨学給付金に関する都道府県の事務は、地方自治法上の事務区分が異なるとはいえ、同じ高校生等に対する支援であり、事務手続を担う主体も都道府県と学校である。上記のとおり、申請方法等の手続が異なることにより、利用者にとって複雑で不便なものとなっているだけでなく、地方公共団体や在学学校の負担となっている。

奨学給付金の手続のオンライン化についても、就学支援金の手続で利用される e-Shien を活用するなど、それぞれの地方公共団体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、奨学給付金に関する申請システムを共通化の対象候補とする。

<参考>令和7年地方分権提案（管理番号175）

(3) 依頼事項

文部科学省は、デジタル庁の協力を得て、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗を踏まえつつ、令和9年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、申請者の利便性の向上や在学学校や地方公共団体の業務負担の軽減を

考慮しつつ、地方公共団体独自のシステムや地方公共団体の事務の実態を把握した上で、e-Shienの対象業務に奨学給付金を追加することなどにより、奨学給付金と就学支援金の一体的なオンライン申請を可能とすることを念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗を踏まえ別途定める時期に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について

令和6年10月29日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となる業務・システムは、以下1～12のとおりとする。

各制度所管府省庁におかれては、本基本方針に基づき、以下の「依頼事項」とおり対応をお願いしたい。その上で、共通化の対象を選定することとする。

1～8 （略）

9. 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム

(1) 関係団体

デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）

(2) 選定の理由

地方自治体は、住民が安心して質の高い行政サービスを利用できるようにするため、事業者に対して、法律や基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう、事業者の指導や育成に取り組んでいるが、指導検査を行う際、事業者は大量の書類を紙にして地方自治体に提出し、その指導検査は対面で行われることがほとんどであるのが現状である。また、指導検査の基準も、社会情勢等の変化による法令改正等の結果、随時変更が生じている。

東京都において、本業務のデジタル化について令和3年度から検討を進め、令和5年4月から全国に先駆けて社会福祉施設等に対する指導検査業務システムの本格運用を開始しており、ユーザーアンケートにおいても高い評価を得ているものである。

社会福祉施設への指導検査業務は福祉分野の各法令に基づく業務であり、本来であれば当該制度の所管省庁である厚生労働省等が検討主体であるべきであるが、その他分野の事業者への指導検査業務にも対象を拡大できる可能性があることや、事業者への指導検査業務は地方自治体等の行政において共通的に実施されていること、本システムは事業者への指導検査における検査基準の変更にも対応できる可能性があること、また、他の地方自治体では導入が進んでいないことなどを踏まえると、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化

した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムを共通化の対象候補とする。

＜参考＞提案募集（#230）

(3) 依頼事項

デジタル庁は、東京都の協力を得て、令和7年度にかけて、社会福祉施設等に対する指導検査業務システムが利用拡大できるかの適用可能性を検証されたい。

デジタル庁による技術的な検証結果を踏まえて、指導検査業務等を所管する省庁、デジタル庁及び東京都は、それぞれ協議して、令和8年3月末までに、推進方針案を策定されたい。

10～12 （略）